

第5章 環境保全のための措置

第5章 環境保全のための措置

本事業では、工事中及び供用時の環境影響要因に対し、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り低減するために、環境保全のための措置を講じる計画である。

本事業における環境保全のための措置の内容は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
地球環境	温室効果ガス	<p>ア 施設の稼働に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁や屋根には断熱性をもつ部材を使用し、建築物の断熱性を高める。 ・施設で使用するエネルギー機器（空調機器、給湯機器等）は、エネルギー効率の良いものを採用するように努める。 ・照明器具はすべてLED化する。 ・屋上に太陽光発電設備の設置を検討する。 <p>イ 施設関連車両の走行に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流の集約化、効率化を図り、施設関連車両台数を低減する。 ・施設関連車両に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。
大気	大気質	<p>ア 建設機械の稼働に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型を使用する。 ・建設機械の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。 ・適切な施工計画により、建設機械の集中的な稼働を抑制し、ピークを分散する。 ・定期的に建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、大気汚染物質排出量の増加を抑制する。 ・解体工事及び新築工事の土工事等では粉じん等の発生及び拡散を抑制するため、計画地内及び周辺道路の散水及び清掃を適切に実施する。 <p>イ 工事用車両の走行に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両については、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。 ・工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。 ・定期的に工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による大気汚染物質排出量の増加を抑制する。 ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。 <p>ウ 駐車場の利用に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内の速度規制の遵守を徹底する。 ・場内のアイドリングストップを徹底する。 ・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 <p>エ 施設関連車両の走行に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 ・施設関連車両に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。 ・可能な限り通勤時間帯等の道路が混雑する時間帯と配送時間が重ならないよう配慮する。 ・施設関連車両による搬出入が一時的に集中することがないように、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

表 5-1 (2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
土壌汚染	土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の場外に搬出する土壌は汚染の有無を確認のうえ、汚染があれば、運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）」を遵守する。 ・場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、シートで覆う等の必要な措置を講じる。 ・場外処理を行う場合は、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。 ・汚染土の搬出を行う場合はシートで覆う等の運搬に関する基準を遵守する。
騒音・振動 ・低周波音	騒音	<p>ア 建設機械の稼働に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、可能な限り低騒音型を使用し、工法についても極力騒音の影響が小さい工法を採用する。 ・建設機械の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。 ・適切な施工計画により、建設機械の集中的な稼働を抑制する。 ・定期的な建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、騒音の増加を抑制する。 <p>イ 工事用車両の走行に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。 ・定期的な工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による騒音の増加を抑制する。 ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。 <p>ウ 冷暖房施設等の設置に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による騒音の増加を防止する。 <p>エ 駐車場の利用に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内の速度規制の遵守を徹底する。 ・場内のアイドリングストップを徹底する。 ・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 <p>オ 施設関連車両の走行に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 ・施設関連車両の規制速度の遵守を徹底する。 ・施設関連車両に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。 ・可能な限り通勤時間帯等の道路が混雑する時間帯と配送時間が重ならないよう配慮する。 ・施設関連車両による搬出入が一時的に集中することがないように、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・敷地内に待機場所を確保することにより、周辺道路への車両待機・滞留の防止に努める。

表 5-1 (3) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境保全のための措置の内容
騒音・振動 ・低周波音	<p>ア 建設機械の稼働に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工法について、極力振動の影響が小さい工法を採用する。 ・建設機械の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。 ・適切な施工計画により、建設機械の集中的な稼働を抑制する。 ・定期的な建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、振動の増加を抑制する。 <p>イ 工事用車両の走行に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。 ・定期的な工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による振動の増加を抑制する。 ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。 <p>ウ 施設関連車両の走行に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 ・施設関連車両の規制速度の遵守を徹底する。 ・施設関連車両に対して、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。 ・可能な限り通勤時間帯等の道路が混雑する時間帯と配送時間が重ならないよう配慮する。 ・施設関連車両による搬出入が一時的に集中することがないように、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・敷地内に待機場所を確保することにより、周辺道路への車両待機・滞留の防止に努める。
廃棄物等	<p>一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促す。 ・雑誌類、段ボールは古紙業者に委託し再資源化する。 ・事業系一般廃棄物については、廃棄物保管施設を設け、許可業者、古紙業者等による収集・運搬及び川崎市等により適切に処理されるよう廃棄物の種類に分別する。
	<p>産業廃棄物</p> <p>ア 工事中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的に発生を抑制するとともに、分別を徹底し、可能な限り資源化を図る。 ・工事に発生する産業廃棄物は、収集・運搬や処分等の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して適正な収集・運搬及び処分を行う。 ・産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認する。 <p>イ 供用時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促す。 ・産業廃棄物については、廃棄物保管施設を設け、廃棄物の種類に応じ、都道府県知事等の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し適切に処理する。
	<p>建設発生土</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場外に搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行う。 ・建設発生土による粉じん等の発生及び拡散が生じないようにするため、計画地内や周辺道路の散水及び清掃を適切に実施するとともに、埋戻土の仮置き場のシート掛けを行う。 ・建設発生土の運搬時においては、車両の荷台にシート掛け等の飛散防止を行う。

表 5-1(4) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
緑	緑の質	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画」を踏まえ、計画建築物外周の地上部及び建物壁面に可能な限り緑地を設け、魅力的な緑化空間の創出に努める。 ・植栽にあたっては、立地条件を考慮して必要に応じて耐潮性、耐風性の樹種を選定する。 ・緑の構成を配慮し、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、多様な緑の創出を図る。 ・植栽された樹木の目的、機能を十分に発揮させるため、樹木の特質に応じた維持管理を行う。 ・健全育成を図るため、樹木の生育状況に応じた維持管理を行う。 ・緑化地内の植栽土壌の飛散を防止するため、地被類を植栽する。
	緑の量	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画」を踏まえ、計画建築物外周の地上部及び建物壁面に可能な限り緑地を設け、魅力的な緑化空間の創出に努める。 ・緑地は、「川崎市緑化指針」、「地域環境管理計画」に基づき、敷地面積に対して約15%以上の緑被面積を確保する計画である。 ・緑の構成を配慮し、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、多様な緑の創出を図る。 ・植栽された樹木の目的、機能を十分に発揮させるため、樹木の特質に応じた維持管理を行う。
景観	景観	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市景観計画に基づく色彩を建物等へ選定することにより、周辺地域との調和を図る。 ・「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画」を踏まえ、計画建築物外周の地上部及び建物壁面に可能な限り緑地を設ける。 ・植栽にあたっては、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせる等、多様な緑の創出を図るとともに、計画的な維持管理を実施し、樹木等の良好な育成を図る。
構造物の影響	テレビ受信障害	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ電波受信障害について、問い合わせ窓口の設置を周知し、受信障害が発生した時には、その原因を確認する。 ・本事業に起因する障害が発生したことが明らかになった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分に協議し、必要な対策を実施する。 ・工事中におけるテレビ電波の受信障害に対しては、クレーンの未使用時（作業時間中及び台風等強風時は除く）には、ブームを電波到来方向に向ける等の適切な障害防止対策を講じる。

表 5-1 (5) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
地域交通	交通安全、 交通混雑	<p>ア 工事中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺の小中学校の登校時間帯を考慮し、工事用車両の出入りの時間調整に努める。 ・必要に応じて工事用車両出入口及び工事用車両ルートに誘導員を配置し、歩行者の安全確保と交通渋滞等の発生防止に努める。 ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。 ・工事用車両の運転者に対し、随時安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより安全運転を徹底し、一般車両、歩行者及び自転車の安全を確保する。 ・工事用車両の運転者に対し、交通安全施設が十分でない箇所などでは特に徐行運転に心がけることや横断歩道前では歩行者等の確認を十分に行うなどの安全運転を徹底する。 ・周辺の混雑状況を確認し、工事に支障のない範囲で適宜、運搬時間帯を調整する。 ・工事用車両の待機場所を計画地内に確保し、周辺に待機車両が発生しないよう努める。 <p>イ 供用時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 ・通勤者専用の送迎バスの運用を検討する。 ・施設関連車両の運転者に対し、随時安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより安全運転を徹底し、一般車両、歩行者及び自転車の安全を確保する。 ・施設関連車両の運転者に対し、交通安全施設が十分でない箇所などでは特に徐行運転に心がけることや横断歩道前では歩行者等の確認を十分に行うなどの安全運転を徹底する。 ・周辺の混雑状況を確認し、物流施設の運用に支障のない範囲で適宜、運搬時間帯を調整する。

(空白ページ)